

# 議案第12号

## 損害賠償の額の決定について

三田市民病院内における医療過誤について、法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定し、和解を成立させる必要が生じたため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び三田市民病院事業の設置等に関する条例（昭和41年三田市条例第35号）第6条の規定により適用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月4日提出

三田市長 森 哲 男

### 記

#### 1 損害賠償の額の決定

損害賠償額 3,000,000円

#### 2 相手方

故 ● ● ● ●

遺族

兵庫県三田市下槻瀬 ●●●●●●●● ● ● ● ●

兵庫県三田市下槻瀬 ●●●●●●●● ● ● ● ●

兵庫県明石市藤江 ●●●●●●●● ●●●●●●●●●●●●●●

● ● ● ● ●

#### 3 概要

三田市民病院に救急搬送され、受診後帰宅した患者が、受診の翌日他院へ入院し、その後状態悪化により死亡した。

三田市民病院における診察の状況について後日確認したところ、死亡との因果関係については不明であるものの、当該診察に一部医療過誤があったことから、これに係る賠償を行おうとするものである。